

ふるさと納税(寄附金)控除の方法

1 確定申告をする場合

1月から12月までの寄附に関して、市が発行した寄附受領書を確定申告書に添付の上、翌年の3月15日頃までに住所地の所管の税務署に確定申告を行ってください。

寄附された年の所得税が控除及び翌年度分の個人住民税から減額されます。

2 ワンストップ特例申請を利用する場合

以下の条件を全て満たす方は確定申告を行わず控除を受けられるワンストップ特例制度をご利用できます。

【ワンストップ特例制度適用条件】

- ①確定申告が不要な給与所得者等である。
- ②ふるさと納税(寄附)をした団体が5団体以内である。

日野市へ寄附をされた方で、上記の条件を満たしかつワンストップ特例申請を希望する方には、特例申請書を送りいたしますので、必要事項を記載の上、以下の必要書類を添付して日野市役所財産管理課までご提出ください。

<ワンストップ特例申請書に添付が必要な書類>

(1)～(3)のいずれかをご提出ください。

(1)個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの場合

- ①個人番号カードの写し(両面)

(2)番号通知カードをお持ちの場合(①、②の両方のご提出が必要です)

- ①番号通知カードの表面の写し
- ②運転免許証、パスポート、その他身分証のいずれか一点の写し(※)

※いずれも顔写真が見え、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。その他の身分証についてはお問い合わせください。

(3)個人番号(マイナンバー)カード、番号通知カードのどちらもお持ちでない場合

(①、②の両方のご提出が必要です)

- ①個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し
- ②運転免許証、パスポート、その他身分証のいずれか一点の写し(※)

※いずれも顔写真が見え、氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。その他の身分証についてはお問い合わせください。

【連絡先】

〒191-8686 東京都日野市神明1の12の1

日野市 総務部 財産管理課 財産係

電話 : 042 - 514 - 8156(直通)

FAX : 042 - 581 - 2516

メール : zaisan@city.hino.lg.jp